

碧南市公告第70号

碧南市介護人材育成等支援補助金交付規程を次のように定める。

令和7年3月31日

碧南市長 小池友妃子

碧南市介護人材育成等支援補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護サービス（以下「介護サービス」という。）を提供する事業所における人材の定着の促進及び介護サービスの質の向上を図るために交付する碧南市介護人材育成等支援補助金（以下「補助金」という。）について、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する法第8条に規定する介護サービスを実施する事業所（以下「事業所」という。）であること。
- (2) 碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (3) 補助金の交付の対象となる経費を補助の対象とする他の助成金又は交付金を受けていないこと。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が事業所に従事する者又はその予定の者が受講する次の各号のいずれかの研修に係る受講料（以下「受講料」という。）を補助する事業とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23に規定する介護職員初任者研修
- (2) 省令第113条の4に規定する介護支援専門員実務研修

- (3) 省令第113条の16に規定する再研修
- (4) 省令第113条の18に規定する更新研修
- (5) 省令第140条の68に規定する主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修
- (6) 認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定する認知症介護実践者研修又は認知症介護実践リーダー研修
- (7) 介護支援専門員資質向上事業実施要綱（平成26年7月4日付け老発0704第2号厚生労働省老健局長通知）に規定する介護支援専門員専門研修

2 補助事業の対象となる研修等は、交付の決定を受けた日から当該交付の決定を受けた日の属する年度の末日までの間に当該研修等が開始され、かつ、修了するものとする。
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業所ごとに算出するものとする。ただし、複数の介護サービスを同一の事業所において一体的に提供している場合は、一つの事業所とみなす。

2 補助金の額は、受講料の合算額から、寄付金等その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。

3 補助金の額は、1事業所につき1年度当たり10万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に係る研修のうち最初に実施される研修の初日の7日前までに規則第4条に規定する補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 補助事業の対象となる研修を受講する者は、補助事業開始時点で市内の事業所に勤務し、補助事業終了後も引き続き市内の事業所において勤務する意思を有する者でなければならない。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、規則第10条に規定する実績報告書に必

要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。